

# 千葉県立桜木小学校PTA会則

## 【第1章 総 則】

<名称・所在地>

第1条 本会は千葉県立桜木小学校PTAと称し、事務局を同校内におく。

<目的>

第2条 本会は会員相互の努力により、家庭・学校・社会における児童の幸福をはかることを目的とする。

<方針>

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の活動をする。

1. 家庭と学校の緊密な連絡により、児童の健全な成長と教育環境の整備に協力する。
2. 家庭・学校・社会における児童の福祉を増進する。
3. 会員相互の親睦ならびに教養の向上をはかる。

<会員>

第4条 本会の会員は、本校に在籍する児童の保護者と在職する教職員とする。

1. 本会への入会を希望するものは入会申込書を提出する。
2. 本会からの退会を希望するものは退会申込書を提出する。
3. PTAは任意加入団体であるので、入会を強制しない。
4. 保護者が会員かどうかによって児童を差別、区別することはしない。
5. 本会は会員に対して活動を強制しない。
6. 本会は個人情報に関する法令等を遵守するとともに、実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努める。

## 【第2章 役 員】

第5条 本会に次の本部役員をおき、任期は1年間とする。但し、再任を妨げない。

- |          |                      |
|----------|----------------------|
| 1. 会 長   | 1名                   |
| 2. 副 会 長 | 2名以上（内教職員1名）         |
| 3. 書 記   | 1名以上                 |
| 4. 会 計   | 3名以上（内教職員1名）         |
| 5. 監 査   | 2名（他の役員を兼ねることが出来ない。） |

第6条 本部役員は会員の立候補と推薦する候補者の中から選出する。

第7条 本部役員に欠員を生じたときは、運営委員会において補充することができる。任期は前任者の残任期間とする。

第8条 顧問は本校に在籍する児童の保護者に限定されず、本部役員経験者を対象とし、必要に応じて会長が委嘱することができる。

第9条 本部役員の任務は次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を総理する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の代理をする。
3. 書記は会議の通知・記録等本会の庶務の任にあたる。

4. 会計は本会の会計事務をつかさどる。
5. 監査は会計を監査し総会に報告する。

第10条 本会に専門委員会をおく。

1. 専門委員会の種類は、毎年度運営委員会で指定する。
2. 希望者が集まらない場合はその年の専門委員会の活動は休止とする。

第11条 本部役員、学校代表および会員の中の希望者をもって運営委員会を開催する。

### 【第3章 機 関】

第12条 本会の会議は、総会、運営委員会及び本部役員会とする。

第13条の1 総会は、本会の最高議決機関であり、通常総会は年1回学年始めに、臨時総会は必要に応じ会長がこれを招集し、次にかかげる事項を議決する。

- 1) 会務報告、及び決算の承認
- 2) 会則の改正
- 3) 本部役員を選出
- 4) 事業計画・予算の議決
- 5) その他重要な事項

第13条の2 総会の定数は、会員の3分の2以上の出席（委任状を含む）により成立し、議事は出席会員の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

総会の議事の要領及び決議した事項は議事録に記録し、会員代表2名、議長、会長がこれに署名し保存する。

第14条 運営委員会は本会の最高執行機関であり随時開き、任務は次のとおりとする。

1. 会則改正等総会付議事項の作成
2. 本部役員選考委員会・特別委員会の設置に関すること
3. その他会務処理

第15条 本部役員会は会長、副会長、書記、会計をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。本部役員会はPTA活動の円滑をはかるため、事業計画、予算案及び諸会議に提出するための本会全般の重要事項を審議する。

第16条 校長は学校を代表してすべての会議に出席して意見を述べることができる。

## 【第4章 会 費】

第17条 本会の経費は会費（1所帯当たり年額2,000円）、寄付金その他をもってあてる。

第18条 転入・転出者においては、時期に応じて処理する。

第19条 本会の会計は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 【第5章 改 正 ・ そ の 他】

第20条 この会則の改正は総会において出席会員の3分の2以上の議決によらなければならない。

第21条 この会則に定めるもののほか本会に必要なことは、会長が運営委員会にはかり定めることができる。

第22条 会員、児童及び教職員の慶弔慰謝については、別に定める規程によりこれを行う。

### 附 則

この会則は、平成3年4月1日より実施する。

平成6年4月1日改正  
平成14年4月1日改正  
平成17年4月1日改正  
平成21年4月1日改正  
平成22年4月1日改正  
平成26年4月1日改正  
令和2年4月1日改正

## 千葉市立桜木小学校PTA慶弔規定

第1条 この規程は千葉市立桜木小学校PTA会則24条に基づき、本会の会員、児童ならびに教職員の慶弔慰謝について定める。

第2条 会員、児童及び教職員（その一定親族を含む）の死亡した場合の香料金については、別表第1による。

第3条 児童及び教職員の病気の場合の見舞金については、別表第2による。

第4条 会員及び教職員の現在居住する建物（その内部にあるものを含む）が火災、その他の災害により被害をうけた場合の見舞金については、別表第3による。但し、大火、地震、台風などにより会員、教職員の多数が同時に被災した場合には、運営委員会の決定によりこれを行う。

第5条 教職員の婚姻及び出産の場合の祝金については、別表第4による。

第6条 この規程により本会から贈与をうけた場合は、これに対する返礼は一切行わないものとする。

第7条 この規定の変更は総会の議決による。

### 附 則

この規定は、平成6年4月1日より実施する。

平成7年4月1日改正  
令和2年4月1日改正

別表第1 死亡香料金

贈与の対象		金額
会 員 (保護者)		5,000 円
児 童		5,000 円
教 職 員	本 人	5,000 円
	配 偶 者	3,000 円

但し、随時必要とした場合、会長が役員を招集し役員会の決定によりこれを行うことができる。

別表第2 病気見舞金

贈与の対象		金額
児 童	原則として、病気及び事故により10日以上入院又は1ヶ月以上の欠席	3,000 円
教 職 員	本人 原則として、病気及び事故により、10日以上入院、又は20日以上療養	3,000 円

別表第3 災害見舞金

贈与の対象		金額
会 員 ・ 教 職 員	全焼・全壊	5,000 円
	半焼・半壊	3,000 円

別表第4 婚姻及び出産祝金

贈与の対象		金額
教 職 員	婚 姻	3,000 円
	出 産	3,000 円